

別紙3 (変更履歴)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われる リスク 対象者以外の情報の入手を防止する ための措置の内容	③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、 システム操作者は、本人確認情報を利用事務以外に利用してはなら ないことを定めており、本人確認情報の利用にあたっては事前に利 用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成 し、決裁権者の決裁を受けることを義務付けている。また、システ ム管理者(市町村課長)から月に1回程度送付される業務アクセス ログを毎月確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手してい ないか点検する。	③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、 システム操作者は、本人確認情報を利用事務以外に利用してはなら ないことを定めており、本人確認情報の利用にあたっては事前に利 用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成 し、決裁権者の決裁を受けることを義務付けている。また、システ ム管理者(市町村課長)が月に1回程度業務アクセスログを確認 し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検す る。	事後	重要な変更には当たらない。 リスクを明らかに軽減 させる変更であるた め。
平成27年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用す るリスク リスクに対する措置の内容	<住民基本台帳ネットワークシステム> ・不正な操作が無いことについて、市町村課から配布される業務ア クセスログにより月に1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、事務外利用の禁止等 について指導を受ける。	<住民基本台帳ネットワークシステム> ・不正な操作が無いことについて、市町村課が業務アクセスログに より月に1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、事務外利用の禁止等 について指導を受ける。	事後	重要な変更には当たらない。 リスクを明らかに軽減 させる変更であるた め。
平成30年8月22日	I 基本情報 7. 評価実施機関に おける担当部署 ②所属長	税務局長 加藤 信二	-	事後	重要な変更には当たらない ため(様式の改正に よる)
平成30年8月22日	I 基本情報 7. 評価実施機関に おける担当部署 ②所属長の役職名	-	税務局長	事後	重要な変更には当たらない ため(様式の改正に よる)
平成30年8月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報 センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944- 6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報 センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944- 6066 財務部税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	事後	重要な変更には当たらない ため(執務室の移転 による)
平成30年8月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報保護ファイル簿の公表 公表場所	大阪府庁本館1階 公文書総合センター(府政情報センター)	大阪府庁本館5階 公文書総合センター(府政情報センター)	事後	重要な変更には当たらない ため(執務室の移転 による)
令和2年5月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の 内容	納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送 付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入 れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者 からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を 行った後、滞納整理を行う。	納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送 付するとともに、納税者が納付した税金を府の歳入として受け入 れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)し、納税 者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を 行った後、滞納整理を行う。	事前	重要な変更
令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使 用するシステム システム1 ③他 のシステムとの接続	[○]宛名システム [○]その他(国税連携システム、OSSシステム)	[ ]宛名システム [○]その他(国税連携システム、OSSシステム、電子申告システ ム、催告システム)	事後	重要な変更ではないた め(実態に合わせて修 正)
令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使 用するシステム システム2、3、 6	団体内統合宛名システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシ ステム、自動車保有手続きのワンストップサービスシステム	削除し、住民基本台帳ネットワークシステムをシステム2に、国税 連携システムをシステム3に繰り上げ	事後	重要な変更ではないた め(実態に合わせて修 正)

令和2年5月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークとの橋渡し役を担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供: 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示: (変更なし) 4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索: 代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 (変更なし) 4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 自都道府県知事保存本人確認情報ファイルが全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合(追加) 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	「申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が追加されることに伴い」	「申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が含まれており」	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・府が他の地方自治体等と情報提供ネットワークによる情報連携を行なうことで、納税者の方が府税の減免申請等をする際に、添付書類を省略することができるなど納税者負担の軽減が期待される。	削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	重要な変更
令和2年5月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第21条	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	・情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関連する部分 ・委託先(自動車税申告書受付等) ・(OSS)自動車保有情報から税務情報システム ・②情報提供から出る矢印 ・個人番号の真正性確認 ・国税庁 ・国税庁データ ・国税庁データと税務情報システムの矢印	・削除 ・委託先(税務窓口業務) ・実線から点線へ変更 ・実線から点線へ変更 ・個人番号の真正性確認(CSVファイル等を介して) ・国税庁等 ・国税データ等 ・双方向に変更	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な項目	・[○]生活保護・社会福祉関係情報	・[ ]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・対象者 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。	・納税者 ・削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	全記録項目数 8,922項目	全記録項目数 9,850項目	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元 ①	福祉部	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法 ②	[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示 ⑤	(変更) 番号法19条8号	(変更) 番号法第19条9号 (追記) ・府税に関するホームページにおいて、マイナンバー制度や府税の各種手続きにおいて個人番号を記載する書類について掲載している。	事後	重要な変更ではないため（法令改正への対応・実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用の主体 ⑦	1,000人以上	500人以上1,000人未満	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法 情報の突合 ⑧	・上記①～③に係る④の宛名管理に関する事務 納税者及び課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、庁内他部局又は、国、他の都道府県及び市町村等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手した関係情報との突合を行う。	削除	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託の有無	8件	4件	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、主要でない部分の業務について、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない旨を契約書において定めている。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1、2、3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]：その他（庁内LAN）	[○]：その他（税務情報ネットワーク）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項3 ①委託内容	申告書等の受付及び記載内容の定型的な審査、申告書のデータ作成等	申告書等の受付及び記載内容の定型的な審査、申告書のデータ作成、納税証明書の作成等	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	納税者	納税者及び課税調査対象者	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項3 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項3 再委託 ⑧再委託の許諾方法	—	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑨再委託事項	—	納税証明書発行手数料として徴収した現金についての入金機を用いた現金管理業務、窓口で必要となる釣銭についての釣銭作成配送サービス業務、入金機で一時保管された現金について、府が指定する銀行口座への入金業務。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4、6、7、8	委託事項4：自動車取得税・自動車税申告書受付業務（大阪自動車税事務所） 全項目 委託事項6：申告データ作成業務 全項目 委託事項7：地方税ポータルシステム（eLTAX）の運営管理 全項目 委託事項8：O S Sシステム（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）の運用・保守等業務 全項目	削除し、委託事項5（府税コールセンター等業務）を委託事項4に繰り上げ	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととしているが、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとする。	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]：その他（庁内LAN）	[○]：その他（税務情報ネットワーク）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	エヌ・ティ・ティマーケティングアクト（株）	りらいあコミュニケーションズ（株）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	原則として再委託は行わないこととしているが、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとする。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	コールセンターで使用するパソコン保守業務・パソコン修理業務	—	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条	番号法第19条第9号、番号法施行令第21条	事後	法令改正への対応
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ③ 提供する情報	府税の課税情報及び滞納者情報	府税の課税情報	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ⑥ 提供方法	[○]その他（L G W A N経由による地方税ポータルセンタ）	[○]その他（国税連携システム）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ⑦ 時期・頻度	市長村	市町村	事後	重要な変更ではないため（文言の修正）

<p>令和2年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt; 税務情報システムは庁舎内のマシンルーム及びデータセンタに設置し、施設への入館及びサーバー室への入退室を I C カード認証により厳重に管理することとしている。 ・システムへのアクセスには個人を特定できる ID 及びパスワードによる操作者認証が必要であり、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入するなど、高度なセキュリティ対策を行っている。 ・システム及びデータは、定期的に外部媒体にバックアップを作成し、これを遠隔地に保管している。</p> <p>&lt; 紙媒体における措置 &gt; ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt; ・税務情報システムのサーバー機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室を I C カード認証により厳重に管理している。入退室用 IC カードは、システム運用業務従事者に発行している。 ・システム運用業務従事者以外の者が、マシン室等管理区域へ入退室をする際は、入退室管理簿に所属、氏名、入退室時刻等の記載を求めるとともに、データの漏えい防止のために、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持ち込みがないかを確認する。 ・利用者がシステムへアクセスする際は、個人を特定できる ID 及びパスワードにより認証を行う。 ・システムを利用する端末機については、二要素認証（ID 及びパスワードによる認証並びに生体認証）を行う。 ・システム及び業務データは、定期的に外部記憶媒体にバックアップデータを保存し、これを施錠されたケースに入れて、遠隔地に搬送し保管している。</p> <p>&lt; 紙媒体における措置 &gt; ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所</p>	<p>&lt; 国税連携システム側 &gt; ・受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 &lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt; ・団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 &lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 &lt; 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 &gt; ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認データについては、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。一括提供にかかる本人確認情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管することとしている。</p>	<p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt; ・受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理し、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持ち込みがないかを確認する。 ・利用者がシステムへアクセスする際は、個人を特定できる ID 及びパスワードにより認証を行う。 ・システムを利用する端末機については、二要素認証（ID 及びパスワードによる認証並びに生体認証）を行う。 &lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt; &lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; &lt; 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 &gt; ・利用者が業務端末でシステムにアクセスする際は、静脈認証及び推測不可能なパスワードにより認証を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認情報データについては、税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</li> <li>・「ディスク交換やハード更改等の際は、税務情報システム専用サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt; 紙媒体における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による裁断溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム側 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいては、操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により、本府の権限がある職員が消去する。</li> </ul>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</li> <li>・ディスク交換やサーバ更改等の際は、保存された情報が復元できないよう、電子記録媒体を廃棄する際は、復元不可能な手段を採用する。</li> <li>・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残し、業者に委託した場合は、証明書により確認する。</li> </ul> <p>&lt; 紙媒体における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。溶解処理に際しては職員が立ち会う。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいては、地方税共同機構が定めた手順により、本府の権限がある職員が消去する。</li> <li>・廃棄、消去した際は、廃棄記録を残す。</li> </ul>	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</li> <li>・個人番号の削除・廃棄はその記録を保存する。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt; 住民基本台帳ネットワークにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において、帳票（複製、複写、書き写し等をしたものを含む。）については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。また、一括提供にかかる情報を記録した磁気ディスクについては、物理的粉砕によって消去し、廃棄することとしている。</li> </ul>	<p>&lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt; &lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 削除</p> <p>&lt; 住民基本台帳ネットワークにおける措置 &gt;</p> <p>税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票（複製、複写、書き写し等をしたものを含む。）については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。</li> <li>・磁気ディスクを廃棄する場合には、物理的粉砕によって行っている。</li> <li>・廃棄・消去した際は廃棄記録を残す。</li> </ul>	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	② 国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 他の機関及び庁内連携により入手する際は、対象者以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより e L T A X 地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。	② 国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、申告書に記載されている住所地から回付すべき団体が特定されるので、対象者以外の情報を入手することはない。なお、国税連携システムにより e L T A X 地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	② 国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 他の機関及び庁内連携により入手する際は、必要な情報以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより地方税ポータルセンタから送信される情報は、国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき国税庁等からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手することができない。	② 国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、必要とする情報を特定した照会方法をとることによって必要な情報以外の情報を入手しないこととする。なお、国税連携システムにより地方税ポータルセンタから送信される情報は、国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき国税庁等からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手することができない。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 他の機関及び庁内連携により入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。 なお、国税連携システムによる国税連携データの入手については地方税ポータルセンタからの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。 なお、国税連携システムによる国税連携データの入手については地方税ポータルセンタからの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手	②国税庁、他自治体からの入手	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3入手した特定個人情報が入力された個人番号の真正性確認の措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 住民基本台帳システム	②国税庁、他自治体からの入手 住民基本ネットワークシステム	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3入手した特定個人情報が入力された特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(変更) ②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手	(変更) ②国税庁、他自治体からの入手 (追加) ③住民基本ネットワークシステムからの入手 正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4入手の際に特定個人情報が入力された紛失するリスク リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタから本府までは行政専用のネットワーク（LGWAN）を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。  一括提供データが保管された磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の時期ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫に保管することとしている。	②国税庁、他自治体からの入手 他の機関より入手する場合は收受時に受付印の押印や受領記録を残すとともに、府税において入手すべき情報であるかを確認する。 なお、国税連携システムによる入手の場合は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタから本府までは行政専用のネットワーク（LGWAN）を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。  削除	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けは不可能である。	—	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		(追加) ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;税務情報システム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務情報システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。</li> <li>・税務情報システムへのログインIDは、端末へのログインIDとは別に、税務職員のものに設定する。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザを管理している。</li> </ul> </p>	<p>&lt;税務情報システム(国税連携システム含む)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務情報システムのユーザIDは、税業務従事者(職員及び委託業務従事者)のみに発行する。</li> <li>・税務情報ネットワークに接続する端末は、二要素認証(ID及びパスワード)による認証並びに生体認証)を実施する。業務端末においては、税業務に従事する所属及び委託先のみ、ログイン可能となっている。</li> <li>・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。</li> <li>・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザを管理している。</li> </ul> </p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;税務情報システム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員については、定期異動時に人事課から入手する異動情報から、税務システムにログイン可能な職員情報(所属情報等から選別)をシステムで取り込むことによりログインIDを一括更新している。また、定期異動以外の時期に異動があった場合は、オンライン画面にてシステム管理者によりユーザ管理情報を更新する。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。</li> </ul> </p>	<p>&lt;税務情報システム(国税連携システム含む)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員については、定期異動時に人事課から入手する異動情報から、税務システムにログイン可能な職員情報(所属情報等から選別)をシステムで取り込むことによりユーザIDを一括更新している。また、定期異動以外の時期に異動があった場合は、システム管理者によりユーザ情報を登録又は更新する。</li> <li>・委託業務従事者については、着任又は離任の際に、委託担当者(職員)により税務情報システムのユーザ情報を登録又は更新する。</li> <li>・業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して更新される。税所属から転出する場合は、自動的に生体認証情報が削除される。委託業務従事者については、離任時にIDを削除する。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。</li> </ul> </p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;税務情報システム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限は職務の違いで割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。</li> <li>・ユーザ管理情報はオンライン画面にて限定されたシステム管理者により常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。</li> </ul> </p>	<p>&lt;税務情報システム(国税連携システム含む)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセス権限は職務に応じて割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。</li> <li>・システムのユーザ情報はオンライン画面にてシステム管理者、委託担当者(職員)、運用管理担当者により常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。</li> <li>・業務端末のユーザIDは、職員については人事情報と連動して管理されており、更新及び失効が漏れなく実施されている。委託業務従事者については、従事者名簿と突合することで、IDの棚卸を実施している。</li> </ul> &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。</li> </ul> </p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)</p>

令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	< 税務情報システム >	< 税務情報システム (国税連携システム含む) >	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	住民基本台帳システム	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	< 税務情報システム > ・業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を最低でも年1度開催し、個人情報保護を徹底する。	< 税務情報システム (国税連携システム含む) > ・業務外利用の禁止等の個人情報保護に係る研修を年1度開催し、業務外利用の禁止等を徹底する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・税務情報システム端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等について利用制限している。 ・受託者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複写または複製をすることを禁止している。 ・バックアップした媒体は、施錠保管している。	・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。 ・税務情報システムにおいて、特定個人情報ファイルを参照・更新等する際の操作ログを取得している。 ・受託者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複写または複製をすることを禁止している。 ・システム運用受託者の業務エリアでは、予め定められた本番アクセス用端末以外は本番環境に接続できないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・システム運用及び開発業務については、原則管理区域内での作業とし、開発業務等で止むを得ず管理区域外で作業する際であっても、特定個人情報ファイルを含む本番データの複製の持ち出しは禁止している。 ・管理区域内においてシステム運用及び開発業務で用いる端末は、業務に用いなくなったときは、復元不可能な手段で全データを消去することとしている。 ・バックアップした媒体は、施錠保管している。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	(変更) 委託業者の選定を行う際は、業者の個人情報適正管理体制等を確認し、特定個人情報の保護を適切に行なうことができるかどうか確認する。なお、契約に当たっては、契約書中に個人情報取扱特記事項を記載し、適正に特定個人情報が取り扱われるようにする。	(変更) 委託業者の選定を行う際は、作業責任者の届出や作業従事者への個人情報保護に関する教育の実施といった委託業者における個人情報適正管理体制等を確認し、特定個人情報の保護を適切に行なうことができるかどうか確認する。なお、契約に当たっては、契約書中に個人情報取扱特記事項を記載し、適正に特定個人情報が取り扱われるようにする。 (追加) 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		(追加) ・閲覧にはID、PWの設定を必要としている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。	・委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項において、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	委託契約書中に、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定めている。	・個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定めている。 ・委託先に対して、実地監査、調査等が行うことができる規定を定めている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。 ①委託先(受注者)は、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 ②委託先(受注者)は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 ③委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。	契約書において、委託先(受注者)は、委託元に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする、との条件を付している。 また、契約書において、業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。 ①再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 ②委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	番号法第19条第8号、同施行令第23条	番号法第19条第9号、同施行令第22条	事後	法令改正への対応
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・府税にかかる情報を他自治体等に提供する際には、複数の職員による確認を行っている。	・府税にかかる情報を他自治体等に提供する際には、担当職員が提供の相手方及び提供にかかる特定個人情報の内容を確認し、担当職員以外の職員が再度確認を行っている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt;  ①サーバ等設置施設におけるICカードによる入退室の管理。  ②停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等に無停電電源装置等を接続。  ③火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設にN2ガス消火設備を完備。  ④地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。また、サーバラックは免震装置の上に設置。  ⑤パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt;  ・ 税務情報システムのサーバ機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室をICカード認証により厳重に管理している。入退室用ICカードは、システム運用業務従事者に発行している。  ・ システム運用業務従事者以外の者が、マシン室等管理区域へ入退室をする際は、入退室管理簿に所属、氏名、入退室時刻等の記載を求めるとともに、データの漏えい防止のために、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。  ・ 災害によるデータの破損及び消失を防ぐために、システム及び業務データは、定期的に外部記憶媒体にバックアップデータを保存し、これを施錠されたケースに入れて、遠隔地に搬送し保管している。  ・ 火災によるデータの消失を防ぐため、マシン室にN2ガス消火設備を完備している。  ・ 地震によるデータの破損及び消失を防ぐため、耐震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。また、サーバラックは免震装置の上に設置している。  ・ 業務端末の盗難を防ぐため、業務端末を利用しないときは、キャビネットに施錠保管し、施錠保管が困難である場合は、セキュリティワイヤーにより机等に固定する。  ・ 電子記録媒体を廃棄する際は、復元不可能な手段を採用する。  ・ 廃棄、消去した際は、廃棄記録を残し、業者に委託した場合は、証明書により確認する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt; 紙媒体における措置 &gt;  ・ 施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。  ・ 申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。</p>	<p>&lt; 紙媒体における措置 &gt;  ・ 施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。  ・ 申告書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。溶解処理に際しては職員が立ち会う。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)</p>

<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;削除 &lt;紙媒体における措置&gt; ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・保管期間の経過したものを外部委託業者による溶解処理を行い、溶解処理が完了した旨の証明書の提出を受ける。 &lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・受信サーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとし、室内での作業に不要な電子記録媒体、電子機器の持込みがないかを確認する。 ・地方税共同機構が定めた手順によって削除・廃棄を行い、記録の保存を行う。 &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt; 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領において以下の措置を講じている。 ・帳票は、課税資料、滞納整理ファイル等に一件書類として編集し、施錠可能な保管庫にて保管するなど利用事務に携わる者以外の者が当該帳票を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行っている。 ・帳票（複製、複写、書き写し等をしたものを含む。）については、シュレッダーで裁断、または溶解する等により帳票の内容が識別できないようにして消去し、廃棄することとしている。 ・情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管している。 ・磁気ディスクを廃棄する場合には、物理的粉砕によって行っている。 ・廃棄・消去した際は廃棄記録を残す。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;税務情報システムにおける措置&gt; ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策及びファイアウォールによる不正アクセス対策。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③端末機については、不要な外部媒体等の使用を制限している。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ②業務システム及び中間サーバーとの通信を暗号化することにより、安全性を確保する。 ③脆弱性への攻撃に対する未然防止策を講じるとともに、運用期間を通じて継続的な対応を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;税務情報システムにおける措置（国税連携システム含む）&gt; ・ウイルスの感染又はマルウェアの活動を防止するために、端末及びサーバーにウイルス対策ソフトを導入している。 ・税務情報ネットワークは、インターネットへの接続を遮断しており、外部へのデータアップロード及び外部からのデータダウンロードを制限している。これにより外部からの不正アクセスを防止している。 ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ・業務端末から税業務とは関係のない庁内・庁外他システムに直接アクセスできないよう、ネットワーク機器のアクセス制御により制限している。 ・端末及びサーバーに導入されたソフトウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・税務情報ネットワークに接続する端末においては、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等の利用を制限している。 &lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;削除 &lt;住民基本台帳ネットワークシステム&gt; ・税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、業務上必要のない本人確認情報を検索・抽出し、ディスプレイ上に表示しない等の対策を取っている。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）</p>

令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ⑩過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	1. ホームページ上に添付されていたパワーポイント・エクセル形式のファイルの中のグラフ・表上で一定の操作を行うと個人情報に記載されたデータが表示される状態となっていた。判明後直ちに当該ファイルを削除した。 2件 16,059名分 2. アンケート調査結果のホームページにリンクされていたエクセル形式のファイル中の表に、個人情報が記載されたデータが閲覧可能な状態となっていた。判明後直ちに該当のエクセルファイルを削除した。 136名 3. 講習会修了証の交付の際に、受講申込者一覧表を収めたファイルを紛失した。その後、受講者に電話で確認を行い、当該ファイルを誤って持ち帰った受講者を見出し、受講者の自宅を訪問し当該ファイルを回収した。 546名分 4. システム更新業務委託の成果品として納品された個人情報が記録されたノートパソコン等が入ったパソコンケースをシステム運用に備え、物品倉庫で一時保管していたところ、所在不明となることが判明した。物品倉庫や執務室等を捜索したが発見されず、警察に被害届を提出した。 2,182名分 ※府税の賦課徴収関係事務で発生した事故ではない。	①講座終了後に、参加予定者一覧表を紛失した。講座の委託業者が誤って受講者に書類と共に参加予定者一覧表を渡してしまったことが判明し、受講者から回収した。(219名分) ②倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報が記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※府税の賦課徴収関係事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	事後	評価再実施段階で過去3年以内の情報に更新
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ⑩過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	1・2. ホームページにグラフ等を掲載する場合は画像データで貼り付ける、ホームページ作成時に複数人で確認するなど、具体的な注意事項を各所属に周知した。 3. 本業務に従事する職員に対し、関係書類の厳重管理について注意喚起を行った。また、業務実施の際に不必要な書類等が紛れていないか職員が十分確認すること等を徹底した。 4. 倉庫への出入り・物品管理を厳格化し、物品倉庫の鍵を金庫で保管することとし、また、個人情報の取り扱いルールと管理を再度徹底した。	①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。	事後	評価再実施段階で過去3年以内の情報に更新
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管されるリスク リスクに対する措置の内容	<税務情報システムにおける措置> 税務情報システムにおける宛名情報は随時最新の情報に更新する。  <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。	<税務情報システムにおける措置(国税連携システムにより入手した情報を含む)> 税務情報システムにおける宛名情報は随時最新の情報に更新する。  <団体内統合宛名システムにおける措置>削除	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、職員がシュレッダーによる裁断、あるいは外部委託業者が焼却又は溶解処理を行う。なお、焼却又は溶解処理による場合は、職員が立ち会う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、物理的破壊又は専用ソフトの利用等により情報を復元できないよう処理を行う。	サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、復元不可能な手段を採用する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

<p>令和2年5月28日</p>	<p>IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt; 評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt; 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt; 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 &gt; 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを確認することとしている。</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt; 評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェック表を用いて自己点検を実施する。</p> <p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt; 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、担当部署において自己評価を実施している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 削除</p> <p>&lt; 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 &gt; 税務事務住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを、利用者が確認することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）</p>
<p>令和2年5月28日</p>	<p>IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容</p>	<p>&lt; 税務情報システムにおける措置 &gt; 評価書の記載内容どおりに運用がなされているか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt; 住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 &gt; 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者（市町村課長）は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。</p>	<p>・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期的に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。</p> <p>・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する文書とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; 削除</p> <p>・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者（市町村課長）は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）</p>

令和2年5月28日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;大阪府における措置&gt;  ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。  ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。  ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;  一般社団法人地方税電子化協議会が実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;  操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>	<p>&lt;大阪府における措置&gt;  ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。未受講者に対しては受講者から内容の伝達を受けるように周知している。  ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。  ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;  地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;削除  &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;  操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	V開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉦区税の課税事務、自動車税の課税事務、自動車取得税の課税事務、府税の収納・還付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、狩猟税の課税事務	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉦区税の課税事務、自動車税の課税事務、府税の収納・還付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務、宿泊税の課税事務 ・狩猟税の課税事務(削除) ・宿泊税の課税事務(追加) ・府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務(追加) ・自動車取得税の課税事務(削除)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要項に基づき実施	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施	事後	文言の修正
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年3月25日から30日間	令和元年12月20日から31日間	事後	評価の再実施にあたっての修正
令和2年5月28日	VI評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし。	自己点検は半年に1回にすべき。 【回答】 大阪府では定期的な自己点検として、特定個人情報保護評価書の記載内容どおりの運用がされているかについて、年1回チェックを実施しているところですが、今後も必要に応じて自己点検を行い、特定個人情報を適正に取扱ってまいります。	事後	評価の再実施にあたっての修正
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元 ※	[○]評価実施機関内の他部署(総務部市町村課)	[○]評価実施機関内の他部署(総務部市町村局)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ(株)	アデコ株式会社	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)

令和5年7月28日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 財務省税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 財務省税務局税政課総務グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階 06-6210-9118	事後	重要な変更にならないため（執務室の移転による）
令和5年7月28日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報保護ファイル簿の公表公表場所	大阪府庁本館5階 公文書総合センター（府政情報センター）	大阪府庁本館 公文書総合センター（府政情報センター）	事後	重要な変更にならないため（執務室の移転による）
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター	アトラス情報サービス 株式会社	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	情報基盤	情報基盤システム	事後	重要な変更ではないため（文言の修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムの接続	その他（国税連携システム、OSSシステム、電子申告システム、催告システム）	その他（国税連携システム、電子申告システム）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	国税連携システム（eLTAx）	国税連携システム及び電子申告システム	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 及び III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手	地方税ポータルセンタ	eLTAx	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<追記>	また、電子申告システムは、納税者が地方税の申告及び申請、届出の手続きを電子的に行うことができる。 ・申告、申請、届出データ連携、検索、印刷機能	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	<追加>	その他（eLTAx）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	I 基本情報 II 特定個人情報ファイル III 特定個人情報ファイルの取扱い	番号法別表第一 番号法別表第一の16 番号法第19条第9号 番号法施行令第22条 番号法施行令第29条 番号法施行規則第3条 番号法施行規則第9条	番号法別表 番号法別表24 番号法第19条第10号 番号法施行令第21条 番号法施行令第30条 番号法施行規則第1条 番号法施行規則第6条	事後	法令改正への対応
	(別添1) 事務の内容		<図表の修正>	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	(別添1) 事務の内容 (備考)	① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 他機関の保有する納税者の情報により、減免決定等の確認を行う。	① 納税者から提出される申告書等（電子申告を含む。）を受け付け、税務情報システムに入力を行う。 ② 関係機関の保有する納税者の情報により、減免決定等の確認を行う。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<追加>	生活保護・社会福祉関係情報	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 及び 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	大阪府財務部税務局、各府税事務所、大阪自動車税事務所、大阪自動車税事務所各分室	大阪府財務部税務局、各府税事務所、大阪自動車税事務所	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	その他（住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム）	その他（住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAx）	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務（毎月） ・地方税法第72条の5第1項に基づき、個人事業税の賦課を行うため、税務署（国税庁）から国税連携システムを経由して、データ連携処理により税務システムへ所得税確定申告書の情報を毎月1～4回程度入手している。	○定期的に入手する事務（日次） ・地方税法第72条の5第1項に基づき、個人事業税の賦課を行うため、税務署（国税庁）から国税連携システムを経由して、データ連携処理により税務システムへ所得税確定申告書の情報を日々入手している。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	<追記>	・地方税に関する調査について必要があるときに、市町村等から紙媒体により資料の提供を受ける。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	毎月	日次	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	紙媒体	紙又は電子媒体	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	<追記>	・市町村等からの資料の提供については、地方税法第20条の11により規定されている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	① 課税管理に関する事務 申告及び届出等に記載された情報から、課税業務を行う。 ② 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から、収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。 ③ 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から、滞納整理業務を行う。 ④ 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。	① 課税に関する事務 申告及び届出等に記載された情報から、課税業務を行う。 ② 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から、収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。 ③ 滞納整理に関する事務 滞納者情報等から、滞納整理業務を行う。 ④ 納税者管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託、 III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 2～7 及び IV その他のリスク対策	税務情報システム 国税連携システム 電子申告システム	税務システム	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1 ⑤委託先名の 確認方法 及び 同委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果を本府公報及びホームページにて公表している。	委託先は、本府ホームページにて公表している。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項1 ⑧再委託の許 諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、主要でない部分の業務について、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない旨を契約書において定めている。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため（実態に合わせて修正）

II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	<追記>	原則として再委託は行わないこととしているが、契約書において、主要でない部分の業務の再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け付け、再委託の合理性、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から審査し、担当部署における決裁の上、承認することとしている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑥提供方法	その他(国税連携システム)	その他(e L T A X)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	国税連携システムにおける措置	<記載位置の変更>(電子申告システムの加筆等)	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		<項目の修正>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手	他自治体	他自治体等	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い及び IV その他のリスク対策	市町村課長	行政課長	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	市町村課	市町村局行政課	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、通知カードと身分証明書等	個人番号カード等	事後	法令改正への対応
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、通知カード等	個人番号カード等	事後	法令改正への対応
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	国税連携システムにより	e L T A Xを経由して	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 2. 特定個人情報の入手 リスク4	<追記>	なお、電子申告システムによる場合は、納税者からe L T A Xを経由し入手する。e L T A Xから本府までは行政専用のネットワーク(L G W A N)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 及び 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	7年間保存する。	保存する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・業務外利用の禁止等の個人情報保護に係る研修を年1度開催し、業務外利用の禁止等を徹底する。	・個人情報保護に係る研修を年1度開催し、業務外利用の禁止等を徹底する。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
III 特定個人情報ファイルの取扱い 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	収集	取得	事後	法令改正への対応

	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	国税連携システムにおける措置	<記載位置の変更>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか			事後	評価の再実施にあたっての修正
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	国税連携システムにおける措置	<記載位置の変更>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。受講者は未受講者に研修内容を伝達することとしている。	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム及び電子申告システムにおける措置>	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	06-6210-9119	06-6210-9117	事後	重要な変更ではないため(実態に合わせて修正)
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	府税の徴収事務、個人事業税の課税事務、不動産取得税の課税事務、軽油引取税の課税事務、府たばこ税の課税事務、鉦区税の課税事務、自動車税の課税事務、府税の収納・選付及び納税証明事務、ゴルフ場利用税の課税事務、府民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税事務、宿泊税の課税事務	税務情報システム	事後	法令改正への対応